

にいがた広域連合だより



- ★ 広域連合議会 7月定例会（第1回）開催
- ★ 厚生労働省 担当主管課長、広域連合事務局長会議

創刊にあたって

新潟県後期高齢者医療広域連合 事務局長 池上 忠志

今年3月、75歳以上の方が対象となる新たな「後期高齢者医療制度」の運営を行うため、県内すべての市町村が加入する新潟県後期高齢者医療広域連合を設立いたしました。

前例のない高齢社会の足音が聞こえてきた今日、老人医療費が今後も増え続けることが予想されます。このような状況においても、今まで築きあげてきた医療保険制度を将来にわたり維持・継続するとともに、よりよい制度に発展させなくてはなりません。

新たな基礎を築くべく微力ではありますが、皆様のお力添えをいただきながら、全力を尽くしていく所存であります。

来年4月の制度施行開始に向けて、県内35市町村並びに関係機関と広域連合事務局が一丸となり、円滑に制度がスタートできるよう万全の準備を行っていききたいと思います。

創刊にあたり、今後ともより一層のご協力をお願いしごあいさついたします。



広域連合議会（第1回）

— 7月定例会開催 —



議長就任のあいさつをする松原議長

7月25日、新潟県自治会館本館301会議室において、新潟県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会が開催されました。

この定例会は、当広域連合が設立してから初めて開かれた議会で、正副議長の選挙が行われ、議長に松原藤衛氏（新潟市）、副議長に石橋勝栄氏（弥彦村）が当選されました。

そのほか、関係条例など26件の専決処分及び平成19年度一般会計予算などが原案のとおり承認・可決・同意されました。

[《会議録》はこちらをクリックしてください。](#)

質疑応答（抜粋）

◆議案第7号、条例第6号「行政手続条例」について

問

保険料の滞納が生じた場合、市町村はこの条例によって資格証明書の発行など、不利益処分を行うこととなるが、医療保障なしでは生きていけない高齢、低年金者には酷である。

丁寧な相談・調査を行うなど機械的に資格証の発行をしないように市町村を指導すべきではないか。

答

高齢者の医療の確保に関する法律第54条において、保険料の滞納者に対し資格証明書の交付が定められました。

この資格証明書は、支払能力がありながら保険料を支払わない被保険者に対し、負担の公平性を図り保険料納入を促すため交付するものであります。

資格証明書の交付に際しては、市町村が納付相談を行い広域連合が交付対象者を決定いたします。

交付に際しては、ご指摘のとおり機械的に交付するのではなく、市町村と連絡を密にしながら、支払能力及び生活実態等、きめ細かに調査・相談させていただき、より慎重に対応してまいります。

◆電算システム事業費及び電算処理委託料について

問

平成19年度一般会計予算で計上されている電算システム事業6億9,400万円は、どのような内容なのか。また、何月に完成を予定しているのか。

委託先の選定方法はどのように行ったのか。

答

システムの内容については、後期高齢者医療制度の被保険者の加入・脱退や被保険者証（保険証）を管理する資格管理業務、保険料を算定する賦課業務、医療機関への支払いに係る医療給付業務などを行なうために導入するシステムであります。これらの業務を行なうためには、各市町村との連携が必要となりますので、市町村と広域連合を結ぶ電算ネットワーク機器を併せて配備するものであります。

完成予定については、資格業務に関する一部のシステムは、秋から稼動を、また市町村との連携も平成20年1月下旬の開始を目指しています。平成20年4月からの制度開始に向けて、テスト期間を設け、「万全な準備」に努め、順次システムの稼動準備を整えていきます。

委託先の選定方法については、競争性と透明性の確保を基本に指名競争入札又は企画提案方式いわゆるプロポーザル方式により選定を行っております。

◆広報の事業計画について

問

啓発チラシ、広報チラシ等の製作部数及び予算額、配布時期についてどのように考えているのか。

答

広報については、今年度は制度施行の前年度でありますことから、制度の内容を住民の皆様へ十分に周知することが、円滑に制度をスタートさせるために重要であると考えております。

主な広報としては、各種チラシ作成、制度のしおり小冊子作成、新聞広告、ホームページの開設、ポスターなどの作成を予定しております。

また構成市町村の広報誌を活用した情報提供や新潟県の広報とも連携した情報提供も行っていく考えであります。

啓発用チラシを約54万部、県内の全世帯を対象としました新聞折込チラシを約80万部、制度の被保険者向け小冊子を約38万部の製作を予定しております。

予算額については、これらの経費に印刷製本費、広告料及び委託料として総額約3,400万円を計上しております。

配布時期につきましては、啓発チラシを6月末に作成し、7月の国民健康保険の保険証更新時の配布、または全戸配布するほか市町村役場の窓口に備え付けをお願いしています。

今後も最新情報を加えながら、配布物をはじめマスコミなど各種広報媒体を活用し効果的な情報提供を行なっていきたいと考えております。

◆パブリックコメント手続きについて

問

- ・パブリックコメントで意見を求める「住民」の定義をどのように考えているか。
- ・手続きの対象となる案件については、どのように考えているか。

答

ご質問の意見を求める「住民」の定義についてですが、広域連合の区域内に住所を有する者、事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体など、広く対象としています。

つぎに、手続きの対象となる案件については、

- ・広域計画その他広域連合の基本的政策を定める計画の策定又は改定
- ・パブリックコメント手続が必要であると実施機関が認めるものと要綱に定めております。

一方、対象の適用除外として、

- ・法令及び条例に基づき策定をする計画等で当該法令及び条例に住民等からの意見等の聴取に関する手続が定められている場合
- ・緊急性を要し、パブリックコメント手続を行ういとまがないと認められる場合
- ・住民等の意見等を考慮することについて実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- ・計画等の策定等の内容が軽微なものである場合

このような場合には、パブリックコメントを行なわないことができるものとしております。

提出議案とその結果

7月定例会(議員提案)

| 発議番号 | 議案名 | 議決結果 |
|------|--------------------------------|------|
| 1 | 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について | 可決 |
| 2 | 新潟県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について | 可決 |
| 3 | 専決処分事項の指定について | 可決 |

7月定例会(連合長提案)

| 議案番号 | 議案名 | 議決結果 |
|------|--|------|
| 1 | 副広域連合長の選任について 専決処分について | 同意 |
| 2 | 専決処分第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例 | 承認 |
| 3 | 専決処分第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合公告式条例 | 承認 |
| 4 | 専決処分第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例 | 承認 |
| 5 | 専決処分第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例 | 承認 |
| 6 | 専決処分第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例 | 承認 |
| 7 | 専決処分第6号 新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例 | 承認 |
| 8 | 専決処分第7号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 | 承認 |
| 9 | 専決処分第8号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 | 承認 |
| 10 | 専決処分第9号 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 | 承認 |
| 11 | 専決処分第10号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員定数条例 | 承認 |
| 12 | 専決処分第11号 新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 | 承認 |
| 13 | 専決処分第12号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 | 承認 |
| 14 | 専決処分第13号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 | 承認 |
| 15 | 専決処分第14号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例 | 承認 |
| 16 | 専決処分第15号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 | 承認 |
| 17 | 専決処分第16号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間休暇等に関する条例 | 承認 |
| 18 | 専決処分第17号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 | 承認 |
| 19 | 専決処分第18号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | 承認 |
| 20 | 専決処分第19号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例 | 承認 |
| 21 | 専決処分第20号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 | 承認 |
| 22 | 専決処分第21号 新潟県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例 | 承認 |
| 23 | 専決処分第22号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 | 承認 |
| 24 | 専決処分第23号 新潟県後期高齢者医療広域連合長期継続契約とする契約を定める条例 | 承認 |
| 25 | 専決処分第24号 新潟県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例 | 承認 |
| 26 | 専決処分第25号 新潟県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定 | 承認 |
| 27 | 専決処分第26号 平成18年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算 | 承認 |
| 28 | 専決処分第27号 平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算 | 承認 |
| 29 | 平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について | 可決 |
| 30 | 新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について | 可決 |
| 31 | 公平委員会委員の選任について | 同意 |
| 32 | 監査委員の選任について | 同意 |
| 33 | 監査委員の選任について | 同意 |
| 34 | 新潟県市町村総合事務組合への加入について | 可決 |

厚生労働省 —説明会開催—

- ・ **新たな後期高齢者医療制度に係る政省令**
- ・ **後期高齢者医療保険料の算定等について**

～全国老人医療主管課・国民健康保険主管課・後期高齢者医療広域連合事務局長会議～

厚生労働省保険局は8月6日(月)、東京都・厚生労働省講堂において「全国老人医療主管課・国民健康保険主管課・後期高齢者医療広域連合事務局長会議」を開催。

新たな後期高齢者医療制度に係る政省令(案)、後期高齢者医療保険料の算定方法などについて説明を行いました。



【 新たな後期高齢者医療制度に係る政省令等について 】

7月末にパブリックコメントで示された内容のうち、現行の老人保健から変更となる点を中心に、新たに始まる「高額医療・高額介護合算制度」の概要についても説明がありました。

[《資料》はこちらをクリックしてください。](#)

【 後期高齢者医療保険料の算定について 】

平成20年度及び平成21年度における費用ならびに収入の見込み額の算出方法についての説明が行われ、政省令発布後の9月初旬をめどに、算定に必要な数値の提供を行う予定との見通しが示されました。

また、財政安定化基金の拠出率に関する説明もありました。

[《資料》はこちらをクリックしてください。](#)

【 条例参考例(後期高齢者医療条例、財政安定化基金条例)について 】

後期高齢者医療広域連合向け、市町村向けそれぞれの条例参考例を示し、保険料の規定の仕方など、具体的な記述についての説明がありました。

[《資料》はこちらをクリックしてください。](#)

【 制度改正に係る広報について 】

パブリックコメント案を前提に作成されたリーフレットを示し、制度変更に伴うポジティブな部分を前面に出した広報を行っていく予定との説明がありました。

なお、広報内容としては制度の大枠を伝えるものとなる予定であり、保険料や保健事業など地域によって差異が生ずるものについては、それぞれの状況に応じ各都道府県単位で個別に行ってもらいたい旨の説明がありました。

[《資料》はこちらをクリックしてください。](#)

財政状況の公表

地方自治法第243条の3第1項並びに新潟県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、平成19年3月1日から同年3月31日までの財政状況を、次のとおり公表します。

平成19年6月29日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

財政の動向及び財政状況

近年の急速な少子高齢化に伴い高齢者医療費が増大する中で、その費用を支える世代間の負担の公平や財政基盤の安定化を図るため、医療制度改革が求められていました。

このような背景のもと、平成18年6月21日に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、75歳以上の後期高齢者の医療については、現行の老人保健制度に代わって新たに後期高齢者医療制度が平成20年4月から始まります。この制度を確立し円滑に運営することを目的に、新潟県内の全市町村が協力・連携して平成19年3月1日に新潟県後期高齢者医療広域連合が設立されました。

平成20年4月からの制度施行に向けて、平成18年度は広域連合設立に伴う各種条例・規則の制定、事務所の設置などの事業を行いました。平成19年度は、広域計画の策定、電算システムの構築、保険料の算定、被保険者証の交付などの事業を進めていきます。

これらの事業費の主な財源については、広域連合の構成市町村からの負担金（別表）によるものであり、効率的で健全な財政運営に努めています。

なお、以下に説明する広域連合の財政状況は、平成18年度の決算額ではなく平成19年3月31日現在の状況を公表するものです。

◎平成18年度の財政状況（平成19年3月31日現在）

1.歳入歳出予算の執行状況

【歳入】

（単位：千円）

| 区 分 | 予算額 A | 収入済額 B | 収入率(%) B/A*100 |
|----------|-------|--------|-------------------|
| 分担金及び負担金 | 9,405 | 9,405 | 100.0 |
| 諸 収 入 | 1 | 7,001 | 700,100 |
| 合 計 | 9,406 | 16,406 | 174.4 |

【歳出】

（単位：千円）

| 区 分 | 予算額 A | 支出済額 B | 執行率(%) B/A*100 |
|-------|-------|--------|-------------------|
| 総 務 費 | 9,148 | 8 | 0.1 |
| 予 備 費 | 258 | 0 | 0 |
| 合 計 | 9,406 | 8 | 0.1 |

2.財産及び一時借入金の現在高

【財産】

（単位：千円）

| 区 分 | 現在高 A | 増 減 B | 現在高 (A+B) |
|---------|-------|-------|-----------|
| 公 有 財 産 | 0 | 0 | 0 |
| 物 品 | 0 | 0 | 0 |
| 債 権 | 0 | 0 | 0 |
| 基 金 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 |

【一時借入金】

（単位：千円）

| | | |
|------------------|-----------|---|
| 借入残高（H19.3.31現在） | （限度額議決なし） | 0 |
|------------------|-----------|---|

『新潟県後期高齢者医療広域連合』

これまでの歩み

| | |
|------------------------------|---|
| 平成 18 年 4 月 26 日 | 「後期高齢者医療制度の広域連合設立に関する説明会」の開催（市長会、町村会、県医薬国保課主催）。 広域連合設立に向けた準備、体制づくりを考えるためのはじめての説明会。厚生労働省保険局老人医療企画室土佐室長補佐より、法改正に至った経緯・各県の広域連合設立準備状況などを説明。その後、市町村の意見交換を行った。 |
| 平成 18 年 6 月 2 日 | 「市町村意見交換会」の開催。 広域連合設立準備委員会を設置するにあたり、事務局体制・職員派遣（案）等を協議。 |
| 平成 18 年 6 月 14 日 | 「健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、広域連合を運営主体として実施する新たな高齢者の医療制度の創設決定。 |
| 平成 18 年 7 月 3 日 | 広域連合設立準備委員会を設置するための準備事務局を自治会館内に開設。事務局：6 名体制 |
| 平成 18 年 9 月 1 日 | 「新潟県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を設置。 事務局：14 名体制 |
| 平成 18 年 9 月～11 月 | 準備委員会幹事会（県内全市町村の老人医療担当課長で構成）で広域連合規約等について具体的な内容の検討、協議を行い、準備委員会で広域連合規約を承認。 |
| 平成 18 年 12 月 ～平成 19 年 2 月 | 県内市町村議会において広域連合規約を議決。 |
| 平成 19 年 2 月 27 日 | 新潟県から設置許可 |
| 平成 19 年 3 月 1 日 | 新潟県後期高齢者医療広域連合を設立。事務局：14 名体制 |
| 平成 19 年 3 月 16 日 | 広域連合長の選挙が行われ、新潟市長 篠田昭氏が当選。 |
| 平成 19 年 4 月 1 日 | 辞令交付式：広域連合長より、事務局職員へ辞令を交付。事務局員数を増員し 33 名となり、新体制での業務開始。 |
| 平成 19 年 6 月 | 広域連合議会議員選挙 |
| 平成 19 年 7 月 25 日 | 第 1 回広域連合議会 議長に松原藤衛氏（新潟市）、副議長に石橋勝栄氏（弥彦村）が当選。 |



事務局あれこれ

～情報セキュリティポリシーを制定しました～

広域連合は、住民の個人情報をはじめ行政運営上重要な情報等を多数保有しています。また県内市町村との連携を必要とし、情報システムや市町村とのネットワークに依存しています。

これらの情報資産を維持・確保するための対策を実施することを目的に、「情報セキュリティポリシー」を 8 月 1 日に制定しました。今後、このセキュリティポリシーに基づき、個人情報や情報システムのセキュリティレベルの一層の確保に努めて行きます。

にいがた広域連合だより

Web マガジン 創刊号 平成 19 年 9 月 6 日

発行 新潟県後期高齢者医療広域連合 総務課 企画係
〒950-0965 新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県自治会館本館 3 階
TEL 025-285-3221 FAX 025-285-3315
E-mail jim02@niigata-kouiki.jp

編集後記 ひとり言・・・

このたびの新潟県中越沖地震について被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げ、あわせて一日も早い復興をお祈りいたします。
読みやすい広報紙作りを目指してまいりますので、よろしくお願いいたします。